

資源物 持ち去り禁止

- ① 集積所に出された資源物（新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類、ビン、缶類、ペットボトル等）を持ち去る行為は、条例で禁止されています。
- ② 集積所から資源物を持ち去る者に対して、市長は、持ち去りを行わないよう命令（持ち去り禁止命令）をすることができます。
- ③ 「持ち去り禁止命令」に従わず、持ち去り行為を行う者は、**20万円以下の罰金**に処されることがあります。（平成21年1月1日から）

佐賀市役所